

様式第3

工 事 成 績 評 定 書

工事名			
受注者			監督員
工期	年 月 日 ~	年 月 日	確認者
完成日	年 月 日		検査員
請負金額(a)	円	前払金額(b)	円
支払済金額(c) (既に支払った部分払金額)	円	支払未済金額(d) (a-b-c)	円
請求金額(e)	円	残 額 (d-e)	円

評価項目	細 目	評 価 区 分																										
		監 督 員 (40)					確 認 者 (20)					検 査 員 (40)																
		a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e								
I. 施工体制	1. 施工体制一般	1.0	0.5	0	-5	-10	/																					
	2. 配置技術者	3.0	1.5	0	-5	-10																						
II. 施工状況	1. 施工管理	4.0	2.0	0	-5	-10	/					5	/	2.5	/	0	-7.5	-15										
	2. 工程管理	4.0	2.0	0	-5	-10						2.0	/	1.0	/	0	-7.5	-15										
	3. 安全対策	5.0	2.5	0	-5	-10						3.0	/	1.5	/	0	-7.5	-15										
	4. 対外関係	2.0	1.0	0	-2.5	-5																						
III. 出来形及び出来ばえ	1. 出来形	4.0	2.0	0	-2.5	-5	/																					
	2. 品質	5.0	2.5	0	-2.5	-5																10	7.5	5	2.5	0	-10.0	-20
	3. 出来ばえ	/																				5	/	2.5	/	0	-5.0	/
IV. 工事特性	1. 施工条件等への対応						/																					
V. 創意工夫	1. 創意工夫	/																										
VI. 社会性等	1. 地域への貢献度																/					10	7.5	5	2.5	0	/	
VII. 加減点計		点					点					点																
VIII. 評定点計		点					点					点																
IX. 法令順守等		/					点					/																
X. 評定点合計							点 [VII.評定点計(点) - VIII.法令遵守等(点)]																					
所見																												

※評定点合計は小数点第1位を四捨五入し整数とする。 評定は下記表のとおりとする。

A	B	C	D	E
80点以上	79点~75点	74点~65点	64点~56点	56点未満
優れている	良好である	適切である	やや不適切である	不適切である

工 事 成 績 評 価 基 準 (共 通)

(監督員用)P1

評価項目	細目	監督員	評価対象項目
I. 施工体制	1. 施工体制 一般	※	1 作業分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。
		※	2 品質管理体制が、書面に適切に記載されている。
		※	3 安全管理体制が、書面に適切に記載されている。
		※	4 現場の施工体制(品質管理、安全管理を含む)が、書面と一致している。
		※	5 工事規模に応じた人員、機械配備がなされ施工している。
		※	6 建設業退職金制度(建退共)の趣旨を下請け業者に説明するとともに、建退共の対象外の者も含め全ての現場従事者に関する退職金制度の加入状況に関する確認書類が適切に整備され管理されている。
		※	7 元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。
			8 現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。
			9 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
			10 その他 理由:
		11 (減点)【・施工体制一般に関して、監督職員から文書による指示を行った。】該当すればd評価とする	
		12 (減点)【・施工体制一般に関して、監督職員から文書による指示に従わなかった。】該当すればe評価とする	
	該当項目合計	7	評価値が90%以上..... a 施工体制が優れている。
	評価対象項目計	0	評価値が80%以上..... b 施工体制が良好である。
	評価値	0.0%	評価値が60%以上80%未満..... c 施工体制が適切である。
	評 定	d	評価値が60%未満..... d 施工体制がやや不適切である。
	評定点	① -5.0	e 施工体制が不適切である。
			① 該当欄に「※」がある項目はすべて評価する。 ※工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえ該当欄の「※」を外すことができる。
			② 水色の項目を評価対象にする場合は該当欄に「※」印を付け、評価する。
			③ 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目計を母数として、比率(%)で評価する。
		④ 評価値(%)=(該当項目計/評価対象項目計)×100	
2. 配置技術者 (現場代理人等)	※	1 現場代理人として、工事全体の把握ができています。	
	※	2 現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。	
	※	3 契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。	
	※	4 工事請負契約書第18条(条件変更等)第1項(以下「契約書第18条」という)に基づく設計図書の照査を行っている。	
	※	5 書類及び資料が適切に整理されている。	
		6 作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。	
		7 工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。	
		8 作業に必要な作業技術者を選任し、配置している。	
	※	9 主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。	
	※	10 施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。	
		11 施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。	
		12 「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者(現場代理人/監理技術者/主任技術者)について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。	
		13 その他:理由	
		14 (減点)【・配置技術者に関して、監督職員から文書による指示を行った。】該当すればd評価とする	
		15 (減点)【・配置技術者に関して、監督職員から文書による指示に従わなかった。】該当すればe評価とする	
該当項目合計	7	評価値が90%以上..... a 配置技術者として優れている。	
評価対象項目計	0	評価値が80%以上..... b 配置技術者として良好である。	
評価値	0.0%	評価値が60%以上80%未満..... c 配置技術者として適切である。	
評 定	d	評価値が60%未満..... d 配置技術者としてやや不適切である。	
評定点	② -5.0	e 配置技術者として不適切である。	
		① 該当欄に「※」がある項目はすべて評価する。 ※工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえ該当欄の「※」を外すことができる。	
		② 水色の項目を評価対象にする場合は該当欄に「※」印を付け、評価する。	
		③ 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目計を母数として、比率(%)で評価する。	
		④ 評価値(%)=(該当項目計/評価対象項目計)×100	

工 事 成 績 評 価 基 準 (共 通)

(監督員用)P2

評価項目	細目	監督員	評価対象項目	
II. 施工状況	1. 施工管理	※	1 契約書第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。	
		※	2 施工計画書が、工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む)に提出されている。	
		※	3 施工計画書が設計図書及び現場条件に反映した内容となっている。	
		※	4 施工計画書に、出来高・品質確保のための記載がある。	
			5 施工計画書に基づき、出来高・品質の管理を、常時適切に行っている。	
			6 施工図製作にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。	
		※	7 施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致している。	
		※	8 工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。	
		※	9 一工程の施工の検査・確認が、適時に行われている。	
		※	10 現場内での整理整頓が、常時行われている。	
		※	11 使用する建築材料(以下「材料という」)・設備機材(以下「機材という」)の調達計画及び搬入後の管理が適切である。	
			12 社内検査が計画的に行われている。	
			13 独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。	
		※	14 低騒音・低振動及び排出ガス対策型の建築機械及び車両を使用している。	
		※	15 建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。	
			16 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。	
			17 その他 理由:	
		18 (減点)【・施工管理に関して、監督職員から文書による指示を行った。】該当すればd評価とする		
		19 (減点)【・施工管理に関して、監督職員から文書による指示に従わなかった。】該当すればe評価とする		
		該当項目合計	11	評価値が90%以上…………… a 施工管理が優れている。
		評価対象項目計	0	評価値が80%以上…………… b 施工管理が良好である。
		評価値	0.0%	評価値が60%以上80%未満…………… c 施工管理が適切である。
		評 定	d	評価値が60%未満…………… d 施工管理がやや不適切である。
		評定点	③ -5.0	e 施工管理が不適切である。
			① 該当欄に「※」がある項目はすべて評価する。 ※工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえ該当欄の「※」を外すことができる。	
			② 水色の項目を評価対象にする場合は該当欄に「※」印を付け、評価する。	
			③ 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目計を母数として、比率(%)で評価する。	
			④ 評価値(%)=(該当項目計/評価対象項目計)×100	
2. 工程管理	※		1 実施工程表が工事着手前に提出され関連工事との調整も適切に行っている。	
	※		2 現場での工程管理を詳細工程表やパソコンを用いて日常的に把握している。	
			3 工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び施設入居者に対し影響を及ぼす工程の遅れがない。	
			4 現場または施工条件の変更への対応が積極的で処理が早い。	
			5 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず工程内にスムーズに作業を行っている。	
	※		6 受注者の責による夜間や休日の作業がない。	
	※		7 休日・代休の確保を行っている。	
	※		8 近隣住民(施設入居者等を含む)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。	
			9 「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。	
			10 その他 理由:	
			11 (減点)【・工程管理に関して、監督職員から文書による指示を行った。】該当すればd評価とする	
			12 (減点)【・工程管理に関して、監督職員から文書による指示に従わなかった。】該当すればe評価とする	
		該当項目合計	5	評価値が90%以上…………… a 工程管理が優れている。
		評価対象項目計	0	評価値が80%以上…………… b 工程管理が良好である。
		評価値	0.0%	評価値が60%以上80%未満…………… c 工程管理が適切である。
		評 定	d	評価値が60%未満…………… d 工程管理がやや不適切である。
	評定点	④ -5.0	e 工程管理が不適切である。	
			① 該当欄に「※」がある項目はすべて評価する。 ※工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえ該当欄の「※」を外すことができる。	
			② 水色の項目を評価対象にする場合は該当欄に「※」印を付け、評価する。	
			③ 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目計を母数として、比率(%)で評価する。	
			④ 評価値(%)=(該当項目計/評価対象項目計)×100	

工 事 成 績 評 価 基 準 (共 通)

(監督員用)P3

評価項目	細目	監督員	評価対象項目															
II. 施工状況	3.安全対策		1 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動し記録が整備されている。															
			2 店社パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。															
			3 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。															
		※	4 安全教育・安全訓練等を適時、適切に実施し記録が整備され、かつ創意工夫をしている。															
		※	5 安全巡視、会議、訓練等を実施し記録を整備している。															
			6 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。															
		※	7 現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。															
		※	8 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。															
			9 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用い実施されている。															
			10 仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。															
		※	11 使用機械、工具等の点検整備がなされ、十分に管理されている。															
		※	12 工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。															
		※	13 過積載防止に十分取り組んでいる。															
			14 「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。															
			15 その他 理由:															
		16 (減点)【安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合】該当すればc評価とする。																
		17 (減点)【安全対策に関して、監督職員から文書による指示を行った。】該当すればd評価とする																
		18 (減点)【安全対策に関して、監督職員から文書による指示に従わなかった。】該当すればe評価とする																
			<table border="1"> <tr> <td>該当項目合計</td> <td>7</td> <td>評価値が90%以上…………… a 安全対策が優れている。</td> </tr> <tr> <td>評価対象項目計</td> <td>0</td> <td>評価値が80%以上…………… b 安全対策が良好である。</td> </tr> <tr> <td>評価値</td> <td>0.0%</td> <td>評価値が60%以上80%未満…………… c 安全対策が適切である。</td> </tr> <tr> <td>評 定</td> <td>d</td> <td>評価値が60%未満…………… d 安全対策がやや不適切である。</td> </tr> <tr> <td>評定点</td> <td>⑤ -5.0</td> <td>e 安全対策が不適切である。</td> </tr> </table>	該当項目合計	7	評価値が90%以上…………… a 安全対策が優れている。	評価対象項目計	0	評価値が80%以上…………… b 安全対策が良好である。	評価値	0.0%	評価値が60%以上80%未満…………… c 安全対策が適切である。	評 定	d	評価値が60%未満…………… d 安全対策がやや不適切である。	評定点	⑤ -5.0	e 安全対策が不適切である。
	該当項目合計	7	評価値が90%以上…………… a 安全対策が優れている。															
評価対象項目計	0	評価値が80%以上…………… b 安全対策が良好である。																
評価値	0.0%	評価値が60%以上80%未満…………… c 安全対策が適切である。																
評 定	d	評価値が60%未満…………… d 安全対策がやや不適切である。																
評定点	⑤ -5.0	e 安全対策が不適切である。																
		<p>① 該当欄に「※」がある項目はすべて評価する。 ※工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえ該当欄の「※」を外すことができる。</p> <p>② 水色の項目を評価対象にする場合は該当欄に「※」印を付け、評価する。</p> <p>③ 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目計を母数として、比率(%)で評価する。</p> <p>④ 評価値(%)=(該当項目計/評価対象項目計)×100</p>																
4.対外関係	※		1 工事施工にあたり関係官公署等の関係機関との協議及び調整し、トラブルの発生がない。															
			2 工事施工にあたり、近隣住民(施設入居者等を含む)と適切な協議及び調整を行っている。															
			3 引渡し時に施設入居者に対し、保守管理について適切な説明を行っている。															
			4 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。															
		※	5 近隣住民(施設入居者等を含む)対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。															
			6 現場のイメージアップに、取り組んでいる。															
			7 「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。															
		8 その他 理由:																
		9 (減点)【対外関係に関して、監督職員から文書による指示を行った。】該当すればd評価とする																
		10 (減点)【対外関係に関して、監督職員から文書による指示に従わなかった。】該当すればe評価とする																
			<table border="1"> <tr> <td>該当項目合計</td> <td>4</td> <td>評価値が90%以上…………… a 対外関係が優れている。</td> </tr> <tr> <td>評価対象項目計</td> <td>0</td> <td>評価値が80%以上…………… b 対外関係が良好である。</td> </tr> <tr> <td>評価値</td> <td>0.0%</td> <td>評価値が60%以上80%未満…………… c 対外関係が適切である。</td> </tr> <tr> <td>評 定</td> <td>d</td> <td>評価値が60%未満…………… d 対外関係がやや不適切である。</td> </tr> <tr> <td>評定点</td> <td>⑥ -2.5</td> <td>e 対外関係が不適切である。</td> </tr> </table>	該当項目合計	4	評価値が90%以上…………… a 対外関係が優れている。	評価対象項目計	0	評価値が80%以上…………… b 対外関係が良好である。	評価値	0.0%	評価値が60%以上80%未満…………… c 対外関係が適切である。	評 定	d	評価値が60%未満…………… d 対外関係がやや不適切である。	評定点	⑥ -2.5	e 対外関係が不適切である。
	該当項目合計	4	評価値が90%以上…………… a 対外関係が優れている。															
	評価対象項目計	0	評価値が80%以上…………… b 対外関係が良好である。															
	評価値	0.0%	評価値が60%以上80%未満…………… c 対外関係が適切である。															
	評 定	d	評価値が60%未満…………… d 対外関係がやや不適切である。															
評定点	⑥ -2.5	e 対外関係が不適切である。																
		<p>① 該当欄に「※」がある項目はすべて評価する。 ※工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえ該当欄の「※」を外すことができる。</p> <p>② 水色の項目を評価対象にする場合は該当欄に「※」印を付け、評価する。</p> <p>③ 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目計を母数として、比率(%)で評価する。</p> <p>④ 評価値(%)=(該当項目計/評価対象項目計)×100</p>																

工 事 成 績 評 価 基 準 (共 通)

(監督員用)P4

評価項目	細 目	監督員	評 価 対 象 項 目
Ⅲ. 出来形及び出来ばえ	1. 出来形	※	1 承諾図等が、設計図書を満足している。
			2 施工図等が、設計図書を満足している。
		※	3 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。
			4 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき管理している。
		※	5 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。
			6 出来形の管理方法を工夫している。
		※	7 解体又は撤去工事が含まれる場合、撤去対象物の範囲・数量等が確認でき、処分が適切である。
		※	8 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。
			9 その他 理由:
			10 (減点)【・出来形に関して、監督職員から文書による指示を行った。】該当すればd評価とする
			11 (減点)【・出来形に関して、監督職員から文書による指示に従わなかった。】該当すればe評価とする
	該当項目合計	5	評価値が90%以上…………… a 出来形が優れている。
	評価対象項目計	0	評価値が80%以上…………… b 出来形が良好である。
評価値	0.0%	評価値が60%以上80%未満…………… c 出来形が適切である。	
評 定	d	評価値が60%未満…………… d 出来形がやや不適切である。	
評定点	⑦ -2.5	e 出来形が不適切である。	
		① 該当欄に「※」がある項目はすべて評価する。 ※工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえ該当欄の「※」を外すことができる。	
		② 水色の項目を評価対象にする場合は該当欄に「※」印を付け、評価する。	
		③ 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目計を母数として、比率(%)で評価する。	
		④ 評価値(%)=(該当項目計/評価対象項目計)×100	

工 事 成 績 評 価 基 準 (建 築)

評価項目	細 目	監督員	評 価 対 象 項 目
Ⅲ. 出来形及び出来ばえ	2. 品質 建築工事 (新築・改修)	※	1 材料・機材の品質が、使用材料届等により確認でき、設計図書を満足している。
		※	2 品質確認の内容が、適切である。
		※	3 施工の各段階における完了時の品質が、適切である。
			4 躯体工事における施工の品質が、良好である。
		※	5 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。
		※	6 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
			7 その他 理由:
			8 (減点)【・品質に関して、監督職員から文書による指示を行った。】該当すればd評価とする
			9 (減点)【・品質に関して、監督職員から文書による指示に従わなかった。】該当すればe評価とする
	該当項目計	5	評価値が90%以上…………… a 品質が優れている。
	評価対象項目計	0	評価値が80%以上…………… b 品質が良好である。
	評価値	0.0%	評価値が60%以上80%未満…………… c 品質が適切である。
	評 定	d	評価値が60%未満…………… d 品質がやや不適切である。
評定点	⑧ -2.5	e 品質が不適切である。	
		① 該当欄に「※」がある項目はすべて評価する。 ※工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえ該当欄の「※」を外すことができる。	
		② 水色の項目を評価対象にする場合は該当欄に「※」印を付け、評価する。	
		③ 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目計を母数として、比率(%)で評価する。	
		④ 評価値(%)=(該当項目計/評価対象項目計)×100	

工 事 成 績 評 価 基 準 (電 気)

(監督員用)P4

評価項目	細 目	監督員	評 価 対 象 項 目
Ⅲ. 出来形及び出来ばえ	2.品質 電気設備工事 (新築・改修)	※	1 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。
		※	2 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。
		※	3 品質確認記録の内容が、適切である。
			4 システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。
		※	5 機材及び施工の品質が良好である。
		※	6 不可視部分となる品質確保のための工事写真、施工記録等が整備されている。
			7 その他 理由:
		8 (減点){・品質管理に関して、監督職員から文書による指示を行った。}該当すればd評価とする	
		9 (減点){・品質管理に関して、監督職員から文書による指示に従わなかった。}該当すればe評価とする	
	評価対象項目計	5	評価値が90%以上…………… a 品質が優れている。
	該当項目合計	0	評価値が80%以上90%未満…………… b 品質が良好である。
	評価値	0.0%	評価値が60%以上80%未満…………… c 品質が適切である。
	評 定	d	評価値が60%未満…………… d 品質がやや不適切である。
⑧	-2.5	e 品質が不適切である。	
			① 該当欄に「※」がある項目はすべて評価する。 ※工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえ該当欄の「※」を外すことができる。
			② 水色の項目を評価対象にする場合は該当欄に「※」印を付け、評価する。
			③ 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目計を母数として、比率(%)で評価する。
			④ 評価値(%)=(該当項目計/評価対象項目計)×100

工 事 成 績 評 価 基 準 (機 械)

評価項目	細 目	監督員	評 価 対 象 項 目
Ⅲ. 出来形及び出来ばえ	2.品質 機械設備工事 (新築・改修)	※	1 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。
		※	2 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。
		※	3 品質確認記録の内容が、適切である。
			4 システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。
		※	5 機材及び施工の品質が良好である。
		※	6 不可視部分となる品質確保のための工事写真、施工記録等が整備されている。
			7 その他 理由:
		8 (減点){・品質管理に関して、監督職員から文書による指示を行った。}該当すればd評価とする	
		9 (減点){・品質管理に関して、監督職員から文書による指示に従わなかった。}該当すればe評価とする	
	評価対象項目計	5	評価値が90%以上…………… a 品質が優れている。
	該当項目合計	0	評価値が80%以上90%未満…………… b 品質が良好である。
	評価値	0.0%	評価値が60%以上80%未満…………… c 品質が適切である。
	評 定	d	評価値が60%未満…………… d 品質がやや不適切である。
⑧	-2.5	e 品質が不適切である。	
			① 該当欄に「※」がある項目はすべて評価する。 ※工事により評価できない場合は、検査員等と協議のうえ該当欄の「※」を外すことができる。
			② 水色の項目を評価対象にする場合は該当欄に「※」印を付け、評価する。
			③ 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目計を母数として、比率(%)で評価する。
			④ 評価値(%)=(該当項目計/評価対象項目計)×100

工 事 成 績 評 価 基 準 (共 通)

(監督員用)P5

評価項目	細目	監督員	技術力キーワード一覧表	
V. 創意工夫	準備・後片付け関係		1 測量・位置出しにおける工夫	
			2 現地調査方法の工夫	
			3 その他 理由: 詳細評価内容	
	施工関係		1 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫	
			2 工場加工製品等を活用し副産物及び廃棄物の減少に工夫及びリサイクルに対する積極的な取り組み	
			3 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫	
			4 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫	
			5 電気設備工事等の配線・配管等の工夫	
			6 冷暖房衛生設備工事の配管、ダクト等の工夫	
			7 照明・視界確保等の工夫	
			8 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫	
			9 運搬車両・施工機械等の工夫	
			10 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫	
			11 施工管理及び品質向上等の工夫	
			12 プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫	
			13 仮設施工等の工夫	
			14 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等ほ工夫	
		15 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫		
		16 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫		
		17 その他 理由: 詳細評価内容		
品質関係		1 集計ソフト等の活用と工夫		
		2 躯体工事の品質管理の工夫		
		3 建築材料・機材の検査試験に関する工夫		
		4 施工の検査、試験に関する工夫		
		5 品質記録方法の工夫		
		6 その他 理由: 詳細評価内容		
安全衛生関係		1 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)		
		2 安全衛生教育、技術向上講習会等、教育・ミーティング、安全パトロール等に関する工夫		
		3 現場事務所、労働者休憩所等の環境向上の工夫		
		4 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫		
		5 周辺道路等の事故防止及び一般交通確保等のための工夫		
		6 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫		
		7 ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫		
		8 その他 理由: 詳細評価内容		
施工管理関係		1 出来形管理等に関する工夫		
		2 施工計画書及び写真記録等に関する工夫		
		3 出来形、品質との計測関係等の工夫及び集計、管理図等の工夫		
		4 CAD, 施工管理ソフト等の活用		
		5 CALSを活用した施工管理の工夫		
		6 その他 理由: 詳細評価内容		
その他		<新技術活用>※新技術に関する下記5項目での加点は最大3点とする。 以下の項目評価に当たっては、活用効果調査表の提出が不要な場合を除き、発注者及び受注者の双方による全ての活用効果調査表、新技術活用計画書・実施報告書等を確認した上で評価する。ただし、加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定した場合は加点措置を行わないものとする。		
		1	(該当技術数:)NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。※本項目は3点の加点とする。	
		2	(該当技術数:)NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。※本項目は2点の加点とする。	
		3	(該当技術数:)NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。※本項目は1点の加点とする。	
		4	(該当技術数:)NETIS登録技術のうち、事後評価実施済み技術「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。※本項目は2点の加点とする。	
		5	(該当技術数:)NETIS登録技術のうち、事後評価実施済み技術「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。※本項目は1点の加点とする。	
			※ここで「有用とされる技術」とは、「公共工事における新技術活用システム」実施要領で定める「活用促進技術」、「推奨技術」、「準推奨技術」、「評価促進技術」等をいう。 ※複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大3点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価点数とするが、この場合も最大3点の加点とする。	
		6	その他 理由:	
			※1.特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ※2.該当する数と重みを勘案して評価する。最大7点とする。 ※3.上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的な内容を記入して加点する。なお、確認者が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。 ※4.レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があつた内容を詳細評価内容欄に記載する。	
		該当項目合計	0	
	評価値点	0	(最大7点)	

工 事 成 績 評 価 基 準 (共 通)

(確認者用)P1

評価項目	細目	確認者	評価対象項目	
II. 施工状況	2. 工程管理		1 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕を持って工事を完成させた。	
			2 隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。	
			3 近隣住民(施設入居者等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。	
			4 配置技術者(現場代理人/監理技術者/主任技術者)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。	
			5 その他 理由:	
		該当項目計	0	a・・・工程管理が優れている。
		評価		b・・・工程管理が良好である。
		評定点 ①	0.0	c・・・工程管理が適切である。
				d・・・工程管理がやや不適切である。 e・・・工程管理が不適切である。
			※上記評価対象項目のうち該当項目に○を記入し、総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。	
II. 施工状況	3. 安全対策		1 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。	
			2 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。	
			3 安全衛生管理活動が、適切に実施されている。	
			4 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。	
			5 安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。	
			6 その他 理由:	
		該当項目計	0	a・・・安全対策が優れている。
		評価		b・・・安全対策が良好である。
		評定点 ②	0.0	c・・・安全対策が適切である。
		d・・・安全対策がやや不適切である。 e・・・安全対策が不適切である。		
			※上記評価対象項目のうち該当項目に○を記入し、総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。	
VI. 社会性等	1. 地域の貢献等		1 災害等に地域への救援活動等に協力した。	
			2 周辺地域の環境保全、生物保護等について具体的な対策をした。	
			3 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。	
			4 広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。	
			5 地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加した。	
			6 その他 理由:	
		該当項目計	0	a・・・地域への貢献が優れている。
		評価		a'・・・地域への貢献がやや優れている。
		評定点 ③	0.0	b・・・地域への貢献が良好である。
		b'・・・地域への貢献がやや良好である。 c・・・他の評価に該当しない。		
			※上記評価対象項目のうち該当項目に○を記入し、総合的に判断して、a、a'、b、b'、c、評価を行う。	
※確認者は監督員の意見を参考に総括的な評価を行う				
※評価に当たっては評価対象項目の○印にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は総合的な視点で判断評価する。				
※地域への貢献度とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点点評価する。				

工 事 成 績 評 価 基 準 (共 通)

(確認者用)P2

評価項目	細目	確認者	法令遵守等の該当項目一覧表	
Ⅷ. 法令遵守等	法令遵守等		1 本件工事に関して入札参加停止6ヶ月以上(-10点)	
			2 本件工事に関して入札参加停止3ヶ月以上又6ヶ月未満(-8点)	
			3 本件工事に関して入札参加停止1ヶ月以上又3ヶ月未満(-6点)	
			4 文書警告(-4点)	
			5 文書注意(-2点)	
		評定点	0.0	{詳細内容} ※ 法令遵守等で減点を行った場合は{詳細内容}に理由を記入のこと。 ※ 法令遵守等の項目に該当する場合は該当の項目に○を記入すること。 ※ 別の事由により法令遵守等の項目に2項目以上該当する場合は、該当項目の減点数を加算し評価すること。 一の事由により2項目以上該当する場合は、該当項目で大きいほうの減点数で評価すること。

総合評価方式

評価項目	細目	総括	技術提案等の履行	点数
総合評価方式における技術提案の履行	達成率		1 達成率70%未満	-10点
	総合評価方式における技術提案の履行		2 達成率70%~90%未満	-5点
			3 達成率90%~100%未満	-3点
	評定点		{詳細内容} ※ 工事別に評価項目が異なるため別紙で項目の達成率を評価すること	
評価項目	細目	評定	配置予定監理技術者の履行	点数
総合評価方式における配置予定監理技術者の配置履行	履行		1 配置予定監理技術者及び評価同等以上の配置予定監理技術者の配置が履行できない	-10点
	総合評価方式における配置予定監理技術者の配置履行			
	評定点		{詳細内容} ※ 配置予定監理技術者の配置が履行できない詳細内容を記入すること	
評価項目	細目	評定	配置予定監理技術者の履行	点数
実績申告型における現場従事技術者の配置の履行	達成率		1 達成率70%未満	-5点
	実績申告型における現場従事技術者の配置の履行		2 達成率70%~90%未満	-3点
			3 達成率90%~100%未満	-1点
	評定点		{詳細内容} ※ 工事別に評価項目が異なるため別紙で項目の達成率を評価すること	

工 事 成 績 評 価 基 準 (共 通)

(確認者用)P3

評価項目	細 目	監督員	技術力キーワード一覧表	[事例]具体的な評価技術力項目及び工事事例
IV. 工事特性	施工規模への対応		※下記の対応事項に1つ以上○印が付けば2点の加点とする。	
			1 延べ面積10,000㎡以上の建物	
			2 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物	
			3 大空間のホール等を有する建物	
		4 その他 理由:		
	評 定 点 ①	0		
	建物固有の機能の難しさへの対応		※下記の対応事項に1つ以上○印が付けば2点の加点とする。	
			1 対象建物の耐震レベル	
			2 建物機能の特殊性	
			3 その他 理由: (評価技術事例)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてI類及びA類に属する工事 ・電気又は冷暖房設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物 		
	評 定 点 ②	0		
	建物固有の施工技術の難しさへの対応		※下記の対応事項に1つ以上○印が付けば2点の加点とする。	
			1 建築材料、設備機材、工法について提案がある	
			2 設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性	
			3 制約条件があり、施工難度が特に高い場合	
		4 その他 理由: (評価技術事例)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料を採用した工事 ・特殊な設備、システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管、配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替えを必要とする改修工事 			
	評 定 点 ③	0		
	厳しい自然・地盤条件への対応		※下記の対応事項に1つ以上○印が付けば2点の加点とする。	
			1 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時)	
			2 軟弱地盤、支持地盤の影響	
			3 雨・雪・風・気温等の影響	
		4 その他 理由: (評価技術事例)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事 			
	評 定 点 ④	0		
	都市部等の作業環境、厳しい周辺環境、社会条件との対応		※下記の対応事項に1つ以上○印が付けば2点の加点とする。	
			1 地中埋設物等の作業障害	
			2 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物	
			3 周辺住民に対する騒音・振動の配慮	
		4 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮		
	その他 理由: (評価技術事例)			
	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する仕事 ・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする仕事 ・住居専用地域等で騒音などの時間規制が条例で定められている工事 ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で困難な調整を行った工事 			
	評 定 点 ⑤	0		

工 事 成 績 評 価 基 準 (建 築 ・ 設 備)

(確 認 者 用) P4

評価項目	細 目	監督員	技術力キーワード一覧表	[事例] 具体的な評価技術力項目及び工事事例
	施工現場での対応		※下記の対応事項に1つ以上○印が付けば2点の加点とする。 (長期工事における安全確保への対応) 12ヶ月超える工期で事故が無く完成した工事(ただし全面一時中止期間は除く) (災害等での臨機の措置) 地震、台風などにおいて適切に臨機の対応を行った工事 (施工状況(条件)に対応した施工・工法等) 工事の実施にあたり各種の制限があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 休日・夜間作業が工程の半分を超える工事 施設を使用しながらの工事で工程的な制約が特に厳しい工事 特に困難な調整を要する他工事(近接工事)の請負者が複数有る工事 外来者の多い施設で作業範囲内に外来者・通行人の動線がある工事 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 同一敷地内における施設を使用しながら建て替え工事で工程の制約等が特に厳しい工事 その他 理由:	
	評 定 点 ⑥	0		
	評 定 点 計	0	最大20点	
※工事特性は最大20点の加点評価とする。 ※1項目に複数の内容がある場合又は対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えてもよい ※監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない				

工 事 成 績 評 価 基 準 (共 通)

(検査員用)P1

評価項目	細目	項目	検査員	評価対象項目	
Ⅱ. 施工状況	1. 施工管理			1 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。	
				2 施工計画書に、出来形・品質確保のための記述があり、管理のための方法が確認できる。	
				3 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。	
		※		4 契約書第18条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。	
		※		5 工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。	
		※		6 使用する材料、機材の搬入後の管理が適切に行われていることが確認できる。	
		※		7 一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。	
		※		8 建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切になされていることが確認できる。	
				9 社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。	
				10 独自のチェックリストの管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。	
		※		11 工事の関係書類及び資料の整理がよい。	
				12 その他 理由:	
				13 (減点){・施工管理に関して監督職員から文書による改善指示を行った。}該当すればd評価とする	
				14 (減点){・施工管理に関して監督職員から文書による改善指示に従わなかった。}該当すればe評価とする	
		評価対象項目計 6	評価値が90%以上..... a 施工管理が優れている。		
		該当項目合計 0	評価値が80%以上90%未満..... b 施工管理が良好である。		
		評価値 0.0%	評価値が60%以上80%未満..... c 施工管理が適切である。		
		評 定 d	評価値が60%未満..... d 施工管理がやや不適切である。		
		評定点 ① -7.5	e 施工管理が不適切である。		
			① 項目欄に「※」がある項目は原則として評価する。 ※工事により評価できない場合は項目欄の「※」を外して評価することができる。		
			② 水色の項目を評価対象にする場合は該当欄に「※」印を付け、評価する。		
			③ 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目計を母数として、比率(%)で評価する。		
			④ 評価値(%)=(該当項目計/評価対象項目計)×100		
Ⅲ. 出来形及び出来ばえ	1. 出来形	※		1 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる	
				2 施工図等が設計図書を満足していることが確認できる。	
				3 施工計画書で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。	
		※		4 出来高の管理記録の整備が良好であることが確認できる。	
				5 出来高の管理方法が工夫されていることが確認できる。	
		※		6 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。	
		※		7 現場における出来形が良好で施工の精度が高い。	
		※		8 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。	
		※		9 解体又は撤去が含まれる場合、撤去対象物の数量等が確認でき処分が適切であることが確認できる。	
				10 その他 理由:	
				11 (減点){・出来形の管理に関して監督職員から文書で指示を行い改善された。}該当すればd評価とする	
				12 (減点){・出来形が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基く補修指示を検査職員が行った。}該当すればe評価とする	
				評価対象項目計 6	評価値が90%以上..... a 出来形が特に優れている。
				該当項目合計 0	評価値が80%以上90%未満..... a 出来形が優れている。
		評価値 0.0%	評価値が70%以上80%未満..... b 出来形が特に良好である。		
		評 定 d	評価値が60%以上70%未満..... b 出来形が良好である。		
		評定点 ② -10.0	評価値が50%以上60%未満..... c 出来形が適切である。		
			評価値が50%未満..... d 出来形がやや不適切である。		
			e 出来形が不適切である。		
			① 項目欄に「※」がある項目は原則として評価する。 ※工事により評価できない場合は項目欄の「※」を外して評価することができる。		
			② 水色の項目を評価対象にする場合は該当欄に「※」印を付け、評価する。		
			③ 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目計を母数として、比率(%)で評価する。		
			④ 評価値(%)=(該当項目計/評価対象項目計)×100		

工 事 成 績 評 価 基 準 (建 築 工 事)

(検 査 員 用) P2

評価項目	細 目	検査員	評 価 対 象 項 目	
Ⅲ. 出来形及び出来ばえ	2.品質	※	1 材料・製品の品質が使用材料届等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。	
		※	2 施工の各段階における完了時の試験及び試験の記録の方法が、適切であることが確認できる。	
		※	3 材料の品質確認記録の内容が適切であることが確認できる。	
		※	4 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。	
		※	5 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。	
			6 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることを確認できる。	
			7 躯体工事における施工の品質が、施工記録により確認でき、良好であることが確認できる。	
		※	8 内外仕上げ工事における施工の品質が施工記録等より確認でき、良好であることが確認できる。	
		※	9 その他の工事(躯体・内外仕上げを除く)における施工の品質が施工記録により確認でき良好であることが確認できる。	
		※	10 不可視部分となる品質が、工事写真・施工記録により確認できる。	
			11 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。	
			12 その他 理由:	
		13 (減点){・品質の管理に関して監督職員から文書で指示を行い改善された。}該当すればd評価とする		
		14 (減点){・契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。}該当すればe評価とする		
	※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3. 1つの工事の中に建設工事・電気設備工事暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工程毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りではない。(例:改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)			
評価対象項目計	8	評価値が90%以上.....	a 品質が特に優れている。	
該当項目合計	0	評価値が80%以上90%未満.....	a [~] 品質が優れている。	
評価値	0.0%	評価値が70%以上80%未満.....	b 品質が特に良好である。	
評 定	d	評価値が60%以上70%未満.....	b [~] 品質が良好である。	
評定点 ③	-12.5	評価値が50%以上60%未満.....	c 品質が適切である。	
		評価値が50%未満.....	d 品質がやや不適切である。 e 品質が不適切である。	
		① 項目欄に「※」がある項目は原則として評価する。 ※工事により評価できない場合は項目欄の「※」を外して評価することができる。 ② 水色の項目を評価対象にする場合は該当欄に「※」印を付け、評価する。 ③ 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目計を母数として、比率(%)で評価する。 ④ 評価値(%)=(該当項目計/評価対象項目計)×100		
3.出来ばえ	※		1 きめ細かな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。	
			2 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ全体に調和が良い仕上げである。	
			3 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている	
			4 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。。	
			5 色調が均一であり、色むら等がなく全体的な美観が良好である。	
			6 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。	
			7 保全に配慮した施工がなされている。	
			8 その他 理由:	
		9 (減点){・出来ばえが劣っている。}該当すればd評価とする		
		※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。 ※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。 ※3. 1つの工事の中に建設工事・電気設備工事暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工程毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りではない。(例:改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)		
	評価対象項目計	5	評価値が90%以上.....	a 全体的な完成度が優れている。
	該当項目合計	0	評価値が80%以上90%未満.....	b 全体的な完成度が良好である。
	評価値	0.0%	評価値が80%未満.....	c 全体的な完成度が適切である。
	評 定	c		d 全体的な完成度が劣っている。
評定点	0.0			
		① 項目欄に「※」がある項目は原則として評価する。 ※工事により評価できない場合は項目欄の「※」を外して評価することができる。 ② 水色の項目を評価対象にする場合は該当欄に「※」印を付け、評価する。 ③ 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目計を母数として、比率(%)で評価する。 ④ 評価値(%)=(該当項目計/評価対象項目計)×100		

工 事 成 績 評 価 基 準 (建 築 設 備)

(検 査 員 用) P2

評価項目	細 目	検査員	評 価 対 象 項 目
Ⅲ. 出来形及び出来ばえ	2.品質	※	1 材料・機材の品質が、使用材料届等により確認でき、設計図書を満足している
		※	2 施工の各段階における完了時の試験及び試験の記録の方法が、適切であることが確認できる。
		※	3 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
		※	4 品質の確認結果が、わかりやすく整理されていることが確認できる。
		※	5 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
		※	6 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。
			7 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。
			8 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。
		※	9 不可視部分となる品質が、工事写真・施工記録により確認できる。
			10 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
			11 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。
			12 その他 理由:
			13 (減点){・品質の管理に関して監督職員から文書で指示を行い改善された。}該当すればd評価とする
			14 (減点){・契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。}該当すればe評価とする
		※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3. 1つの工事の中に建設工事・電気設備工事暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工程毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りではない。(例:改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)	
評価対象項目計	7	評価値が90%以上..... a 品質が特に優れている。	
該当項目合計	0	評価値が80%以上90%未満..... a' 品質が優れている。	
評価値	0.0%	評価値が70%以上80%未満..... b 品質が特に良好である。	
評 定	d	評価値が60%以上70%未満..... b' 品質が良好である。	
評定点 ③	-12.5	評価値が50%以上60%未満..... c 品質が適切である。	
		評価値が50%未満..... d 品質がやや不適切である。	
		e 品質が不適切である。	
		① 項目欄に「※」がある項目は原則として評価する。 ※工事により評価できない場合は項目欄の「※」を外して評価することができる。	
		② 水色の項目を評価対象にする場合は該当欄に「※」印を付け、評価する。	
		③ 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目計を母数として、比率(%)で評価する。	
		④ 評価値(%)=(該当項目計/評価対象項目計)×100	
3.出来ばえ	電気設備工事 機械設備工事	※	1 きめ細かな施工がなされている。
		※	2 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ全体に調和が良い仕上げである。
		※	3 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
		※	4 環境負担低減への対策が優れている。
		※	5 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
			6 その他 理由:
			7 (減点){・出来ばえが劣っている。}該当すればd評価とする
			※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3. 1つの工事の中に建設工事・電気設備工事暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工程毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りではない。(例:改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)
	評価対象項目計	5	評価値が90%以上..... a 全体的な完成度が優れている。
	該当項目合計	0	評価値が80%以上90%未満..... b 全体的な完成度が良好である。
	評価値	0.0%	評価値が80%未満..... c 全体的な完成度が適切である。
	評 定	c	d 全体的な完成度が劣っている。
	評定点 ④	0.0	
			① 項目欄に「※」がある項目は原則として評価する。 ※工事により評価できない場合は項目欄の「※」を外して評価することができる。
		② 水色の項目を評価対象にする場合は該当欄に「※」印を付け、評価する。	
		③ 削除項目のある場合は削除後の評価対象項目計を母数として、比率(%)で評価する。	
		④ 評価値(%)=(該当項目計/評価対象項目計)×100	